

入 場 制 限 申 告 書

(令和7年度版：令和8年度末まで有効)

※ 太枠内は、原則として、全ての項目を申告する本人がご記入ください。

提出日	令和 年 月 日
提出先	
ふりがな	
氏 名	

顔 写 真
貼 付 欄

私は、岩手県競馬組合が私本人に対して下記のとおり措置することを申告します。

記

一、私が岩手県競馬組合の勝馬投票券の発売日（勝馬投票券の発売終了後を除く。）に本申告書を提出した事業所へ入場したことを岩手県競馬組合の職員、その指揮下にある警備員その他岩手県競馬組合が必要と認める者（以下「スタッフ」いう。）が現認できた場合であって、私が、私本人であることを当該スタッフに認めたときは、当該スタッフが私に対して岩手県競馬組合が管理する事業所からの退場を促すことを求めることを申告します。

二、上記措置を申告するにあたって、以下の全ての事項に同意します。

- (1) 申告者に同行者のある場合に拘らず、上記措置を実施すること
- (2) 申告者の周囲に他者のいる場合に拘らず、上記措置を実施すること
- (3) 岩手県競馬組合の勝馬投票券を購入する目的以外で当該事業所に来訪した場合であっても、上記措置を実施すること
- (4) 申告者又は申告者の同行者が、当該事業所の入場料及び指定席料金並びに駐車場料金等を支払っている場合であっても、当該料金等が返還されないこと
- (5) スタッフが退場を促したことを理由に、当該事業所への来場に要した経費その他退場に伴う補償等を求めないこと
- (6) 上記措置を実施したスタッフと異なる者が同日中に再び上記措置を実施することがあること
- (7) 本申告書の写し、私の写真、私の当該事業所への入場に関する記録、私に対する上記措置の実施に関する記録その他岩手県競馬組合が必要と認める情報について、スタッフが閲覧し、業務の範囲内で所持すること
- (8) 本申告書の有効期間は、提出日の岩手県競馬組合の翌開催初日から翌年度末までであること
- (9) 申告者が本申告書を取り下げることができないこと
- (10) 本申告書が無効となった後、本申告書と同様の措置を求めるときは、改めて所定の手続きに従って申告しなければならないこと

チェック
欄

事業所使用欄

担当者 氏 名		上記チェック確認	【全てにチェック】	○ ・ ×
		【太枠記入者】	本人 ・ 本人以外	【本人立会】
本人確認書類	運転免許証 ・ その他（ ）			本人の立会いなく記入代行は不可
※ 記入代行者：氏名 （ 職員 ・ 家族（続柄： ） ・ その他（ ）				

※ 記入していただいた個人情報、本申告書に係る業務以外の目的では使用はいたしません。